

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票 (評価対象年度: 令和 3年度)

施設の名称	仙塩流域下水道施設
指定管理者の名称	みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体
施設所管部課(室)	宮城県企業局水道経営課

1. 当該施設の管理形態の推移【水道経営課・事務所記入】

期間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
～平成 18 年 3 月	管理委託	財団法人宮城県下水道公社	
平成 18 年 4 月～平成 21 年 3 月	指定管理	財団法人宮城県下水道公社	
平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月	指定管理	一般財団法人宮城県下水道公社	
平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月	指定管理	みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体	
平成 31 年 4 月～令和 3 年 3 月	指定管理	みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体	
令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月	指定管理	みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください

2. 指定管理者の概要【水道経営課・事務所記入】

指定管理者の名称	名称	みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体 代表団体 一般財団法人宮城県下水道公社
	所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
指定期間	平成3年4月1日～令和4年3月31日(1カ年)	
募集方法	非公募	

3. 施設の概要【水道経営課・事務所記入】

施設の名称	仙塩流域下水道施設		
所在地	多賀城市大代六丁目4-1		
設置年月日	昭和53年6月1日		
根拠条例等	流域下水道条例		
設置目的	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町の3市2町において、都市の健全な発達と生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資する。		
施設の内容	処理場(仙塩浄化センター)1箇所、ポンプ場(塩釜)1箇所 幹線流量計等の設備及び全てのマンホール蓋		
指定管理者が行う業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場施設の運転監視 ・水質検査業務 ・産業廃棄物処分の実務及び確認等 ・点検業務(日常・定期・臨時・定期自主) ・処理場、ポンプ場及び幹線流量計設備等の専門的な保守点検 ・消耗品及び故障した部品の交換 ・処理場及びポンプ場等の小規模修繕 ・幹線流量計等の点検・清掃等 ・施設内の設備保安警備 ・処理場の見学者案内 ・その他 		

4. 施設運転実績【水道経営課・事務所記入(太枠内は指定管理者が記入)】

(1) 施設運転実績

項目	事業計画	実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前年度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
流入汚水量(千m ³)	40,596	39,821	39,669	97.72%	99.62%
発生脱水汚泥量(t)	20,440	19,365	19,112	93.50%	98.69%

5. 管理運営収支実績【水道経営課・事務所記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位: 千円, %)

項目	事業計画	実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前年度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
県指定管理料	1,619,100	1,727,974	1,702,831	105.17%	98.54%
その他収入	0	0	0		
収入計(a)	1,619,100	1,727,974	1,702,831	105.17%	98.54%

(2) 支出

人件費	381,427	366,285	381,427	100.00%	104.13%
直接経費	494,503	490,031	513,073	103.76%	104.70%
委託費等	452,923	584,260	523,029	115.48%	89.52%
その他経費等	290,247	287,398	285,302	98.30%	99.27%
支出計(b)	1,619,100	1,727,974	1,702,831	105.17%	98.54%

(3) 収支

収支(c) = (a) - (b)	0	0	0		
-------------------	---	---	---	--	--

6.評価対象年度(令和3年度)の管理運営評価【指定管理者、水道経営課・事務所記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	県の評価 【水道経営課・事務所記入】		
			評価		評価	
施設の目的に沿って安定した管理運営に努める	<p>①処理場施設の運転監視 処理状況の計測値を基に運転設定値を変更し、水処理及び汚泥処理の目標値を達成した。</p> <p>②水質試験業務 水処理、汚泥処理の運転状況の確認及び運転指標を得るために水質及び汚泥の試験を行った。</p> <p>③廃棄物処分の実務及び確認等 ・下水処理の過程で発生する、脱水ケーキ他の産業廃棄物の処理を適正に行った。 ・処分場の処分状況確認及び運搬ルートを開取りで確認した。</p> <p>④点検業務(日常・定期・臨時点検等) 運転状況を日常的に把握し、設備の保全、延命化を図るための各種点検を行った。</p> <p>⑤保守点検(専門的な点検) 設備の機能を保全し、延命化を図るための専門的な技術者による保守点検を行った。</p> <p>⑥部品の交換 設備の保全や機能回復を図るため、消耗部品等の交換を行った。</p> <p>⑦小規模修繕 故障した設備の機能を回復するため、専門業者による修繕を行った。</p> <p>⑧幹線流量計の点検・清掃等 各接続点から幹線に流入する汚水量の、測定精度を保つための点検・清掃を行った。</p> <p>⑨施設内の設備保安警備 ・人的警備、カメラによる監視及び入退場管理による施設内保安を行った。</p> <p>⑩見学者案内他 ・新型コロナウイルスの感染や蔓延を防止するため、施設見学は11/14まで受け入れを中止した。また、一般公開イベント等は中止した。なお、一昨年度に施設見学へ訪れた小学校へは教材の補助資料としてパンフレット等の配布を行った。</p> <p>⑪薬品及び備品の管理 薬品の使用量や在庫の確認、備品の整備及び在庫確認を行った。</p> <p>⑫異常時及び災害時の対応 ・雨による侵入水増大時は、早期に様々な対策を講じたことで水処理を安定させ高級処理を行う事ができた。 ・地震が発生した際は、速やかに施設等の点検や応急措置等を行い被害の拡大を防止した。</p> <p>⑬施設内・敷地内の環境整備 施設内の清掃、除草により敷地内の環境を良好に保った。</p> <p>⑭安全対策 ・職員に対する安全教育や各種訓練を行った。 ・安全パトロールやリスクアセスメントを継続して行った。 ・熱中症予防措置としてWBGTの掲示等を行った。</p>		<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A	<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A
人員体制	正規66人	非正規0人				
施設の機能を最大限発揮し管理水準等の向上に努める	<p>①消化ガスの積極的活用 消化ガスを消化槽加温ボイラー及び汚泥焼却炉の燃料として使用し、化石燃料の使用量を削減に努めた。消化ガス発電設備は9月に再稼働したことから安定供給に努めた。</p> <p>②管内貯留量を考慮したポンプの運転 降雨による侵入水を予測するため、気象情報を参考に汚水ポンプの先行運転を実施した。</p> <p>③省エネルギーを考慮した機器運転操作 汚水ポンプや送風機等、電力使用効率の高い機器を選択し運転した。</p> <p>④疑似嫌気好気法によるバルキング対策と処理水質向上 1〜3系列で疑似嫌気好気法を実施し、バルキングを防止した。</p> <p>⑤他流域下水道からの汚泥の柔軟な受入対応と効率的な汚泥の焼却処理 ・夜間を中心に脱水し、他流域の汚泥を効率的に受け入れた。 ・他の指定管理者との綿密な受入量の調整を行い、効率的な焼却処理を行った。</p> <p>⑥硝化促進運転の実施 硝化を促進し、放流水のBOD低減や消毒剤の使用量を削減に努めた。</p> <p>⑦不明水対策への協力・仮設ポンプ設置方法の改善 侵入水による流入水の増加に遅滞なく対応するため、4月から11月までの間は仮設ポンプを常設し不明水の急増に備え対応した。</p>		<p>・年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営をおこなった。</p>	S	<p>⑤に関して、汚泥受入において調整を行い、約850tの汚泥を追加投入したことで、効率の良い焼却処理を図り、流域全体での汚泥処理に係る費用削減に貢献した。 また、令和4年3月16日地震による焼却炉被災により脱水ケーキの焼却と他流域からの受入を停止したが、代替受入先の確保など宮城県と連携し迅速な対応を行うとともに、通常と異なる状況下においても安定した水処理・汚泥処理を継続した。 年度事業計画等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営をおこなった。</p>	S
費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の節減に努める	<p>①水処理施設の一部停止、水中攪拌機の間欠運転 水処理施設の1/8を停止し節電した。なお、4系の水処理が安定せず嫌気槽攪拌機の間欠運転は出来なかった。</p> <p>②電力のピークカットによる節電 大雨の際に汚水ポンプ及び送風機の使用電力が増加するため、その他の機器を停止して契約電力量の超過を防いだ。</p> <p>③照明設備及び機器の運用方法による節電 照明及び換気扇は必要最低限の間引き運転とし、遠心脱水機は脱水後の洗浄運転時間を短縮した。</p> <p>④照明設備のLED化 高所にある照明設備のLED化について検討を行った。</p> <p>⑤トライボロジー診断による設備の安定管理 機械内部の磨耗劣化状況を把握し、適切なタイミングで整備するため、専門業者による潤滑油の分析を行った。</p> <p>⑥赤外線サーモグラフィの導入 浄化センター内の様々な機器や設備を測定し、機器の異常を早期に見出す可能性を模索した。</p> <p>⑦業務報告書のデジタル化 業務報告書をデジタル化を進め、情報のデジタル化を図った。</p> <p>⑧委託による効率的な管理運営、経費節減 入札を行うことで、費用の削減を図った。</p> <p>⑨合算発注による効率化 機械濃縮機と脱水設備の点検等について、合算発注を行い経費の節減に努めた。</p>		<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A	<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【水道経営課・事務所記入】	
			評価		評価
指定管理者の基本的責務	<p>①環境への配慮 ・「わが社の行動(eco do)宣言」制度の環境配慮実践事業者認定更新 ・グリーン購入の推進 ・冷暖房温度の管理(冷房28℃、暖房19℃) ・エコドライブの推進、低燃費車の使用優先 ・コピー用紙の使用削減 ・ゴミの分別、再生利用者への処理委託 ・貞山運河周辺の環境美化活動(4~12月) ・上水使用量の削減 ・放流水の安定した水質の確保(管理目標値の遵守) ・温室効果ガス・大気汚染物質の排出抑制 以上について行った。</p> <p>②エネルギー管理 ・原単位(処理水1㎡当たり使用した電力量)の削減に努めた。 ・エネルギー管理員を配置し、定期報告等を提出した。</p> <p>③情報の公開・個人情報の保護 コンソーシアム規程により適正に対応するとともに、職員への啓発を行った。</p> <p>④収支実績 支出計画を作成し、維持管理コストを職員に周知することで経費削減に努めた。</p> <p>⑤その他 ・行政手続条例に係る事案及び業務に係る規程等の作成については該当なかった。 ・業務実施に伴い知り得た秘密の外部漏洩や目的外使用はなかった。 ・業務実施に伴い作成及び取得した文書について適正に管理した。</p>	<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A	<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A
県民等の苦情・要望等の把握とその反映	<p>①見学者から寄せられた要望や意見の反映 新型コロナウイルスの感染や蔓延防止を図るため、施設見学を中止したことからアンケートも実施できなかった。</p> <p>②苦情対応マニュアルの作成と対応 苦情等が寄せられることはなかった。</p>	<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A	<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A
その他の取組	<p>①自己評価 四半期ごとに自己評価を行い、職員間で問題意識を共有し管理運営業務に反映した。</p> <p>②施設の改善についての提案 (指定管理期間中において経費の節減を図り、その節減額を財源に充てるもの) 照明設備のLED照明への交換について検討した。</p> <p>③業務の引継ぎ 業務継承に関する手引きを作成し提出した。 宮城県や次期運営権者との引継ぎを実施した。</p>	<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A	<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A
総合評価		<p>・施設の目的である水処理・汚泥処理は、期間を通して管理目標値を超過することなく、安定した管理を行うことができた。 ・汚泥焼却設備を効率的に運用するために、他の指定管理者と連絡調整し積極的に受入量を増やした。 ・降雨時における侵入水対策では、様々な対応を行い、水処理を安定させて全量高級処理を行った。 ・地震が発生した際は、速やかに施設等の点検を行い被害拡大の防止に努めた。 ・業務の引継ぎは宮城県との協議に基づき、滞りなく実施した。</p>	A	<p>・年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。</p>	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者、水道経営課・事務所記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【水道経営課・事務所記入】
管理運営の課題等	<p>・漏水対策が喫緊の課題と考えます。浄化センター側でできる対応を実施しながら、県及び流城市町間連市町との連携を深め、この問題に対応してきました。また、指定管理者の基本的責務である施設の安定稼働やコスト削減は継続して取り組むことが必要と考えます。</p>	<p>令和4年3月16日発生の地震により、汚泥焼却施設が停止していることから、早期に復旧させるとともに、効果的な運用について継続した取組が重要であると考えます。</p>